



火災予防条例の一部が 改正されました



習志野市消防本部予防課

改正の概要

平成25年に大規模な花火大会会場において発生した火災を教訓に対象火気器具等（※1）の取扱いに関する規定の整備のほか、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合には「露店等の開設届出書」の提出を義務付けることを内容とした条例改正を行い、平成26年8月1日から実施します。

改正の内容

1. 消火器の準備

多数の方が参加する催し等において、対象火気器具等を使用する場合には消火器の準備が必要になりました。

▶ 町会等による祭り、盆踊り大会・町会等によるバザー・その他多数の者が参加する行事で対象火気器具を使用する場合には、消火器の準備が必要です。

▶ 対象火気器具を使用するが限定した方しか参加しない、関係者のみのバーベキューや町会員のみの自主防災訓練などの炊き出し等は、消火器の準備の義務はありません。（消火器の準備をおすすめします。）



2. 露店等の開設届出の義務

対象となる行事で火気器具等を使用する露店、屋台などを出店しようとする場合は、事前に届出が必要となります。



3. 届出先 （*主催者が開催日の3日前まで届出てください。）

| 名称 | 住所 | 電話 | 受付時間 | 備考 |
|---------|-------------|--------------|------------|--------|
| 消防本部予防課 | 鷲沼 2-1-43 | 047-452-1284 | 8:30~17:15 | 平日のみ受付 |
| 中央消防署 | 鷲沼 2-1-43 | 047-452-1286 | 8:30~17:15 | 全日受付 |
| 谷津出張所 | 谷津 4-5-3 | 047-454-0304 | 8:30~17:15 | 全日受付 |
| 秋津出張所 | 秋津 3-7-1 | 047-451-1101 | 8:30~17:15 | 全日受付 |
| 東消防署 | 東習志野 2-2-15 | 047-472-1498 | 8:30~17:15 | 全日受付 |
| 藤崎出張所 | 藤崎 6-20-11 | 047-473-3441 | 8:30~17:15 | 全日受付 |

*消防署所においては、火災や業務で出向している場合がありますので、不在となる場合があります。

なお、詳細については消防本部のホームページをご覧ください。

（※1）対象火気器具等：容易に移動できる移動式コンロなどのことを言い、灯油・ガソリンなどの液体燃料、炭などの固体燃料、プロパンガスなどの気体燃料及び電気を熱源とするものです。